

天理市後援名義使用に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、天理市の後援名義使用（賞状の交付を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援名義使用を承諾する事業等)

第2条 市長は、申請のあった事業の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援名義使用を承諾することができる。

- (1) 公共の福祉の増進及び地域の発展に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行政運営に支障をきたさないもの

(後援名義使用の申請)

第3条 後援名義使用の承諾を受けようとする団体は、事業開始の1ヶ月前までに、後援名義使用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄付行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 実施要綱、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 賞状交付の承諾を受けようとする団体は、その旨を申請書に記載するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該団体が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 他の賞のリスト

(後援名義使用の承諾)

第4条 市長は、申請を受理したときは、内容を審査し、後援名義使用承諾書を申請者に送付するものとする。

(変更の届出)

第5条 後援名義使用の承諾を受けた団体は、当該承諾を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(後援名義使用の承諾期間)

第6条 後援名義使用を承諾する期間は、6ヶ月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(経費負担)

第7条 後援名義使用を承諾する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援（使用料の免除、職員の派遣等）は行わないものとする。

（後援名義使用の取消し）

第8条 市長は、後援名義使用を承諾した団体が偽りその他不正の行為により後援名義使用の承諾を受けたとき、第5条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他不適当な行為があったと認めるときは、当該承諾を取り消すことができる。

附 則

この内規は、平成23年6月7日から施行する。